第六・八条　強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会

1　両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会（以下この章において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次のことを任務とする。

(a)　強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する情報の交換を行うこと。

(b)　この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。

(c)　強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関連する事項について協議すること（両締約国が決定する場合には、特別作業部会を設置することにより協議することを含む。）。

(d)　この章の規定に関連する問題について討議すること。

(e)　適当な場合には、合同委員会に対し小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。

(f)　合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、両締約国政府の代表者をその共同議長とする。

(a)　小委員会は、コンセンサス方式により、両締約国政府以外の関係団体の代表者であって、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを小委員会の会合に出席するよう招請することができる。

(b)　小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において並びに両締約国が合意する手段によって会合する。

4　一方の締約国は、この章の規定に関連する問題について協議することについて他方の締約国から要請を受けた場合において、当該要請を拒否するときは、当該他方の締約国の要請に応じ、その理由について説明する。

第六・九条　この章における調整当局

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、各締約国は、次の政府当局をこの章における調整当局として指定する。

(a)　オーストラリアについては、産業省又はその後継機関

(b)　日本国については、外務省又はその後継機関

2　この章における調整当局は、次のことを任務とする。

(a)　小委員会の作業を調整し、並びにこの章の規定及び小委員会の決定の実施を容易にすること。

(b)　強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する他方の締約国からの全ての妥当な照会に応じ、並びに適当な場合にはその他の関連する情報を当該他方の締約国に提供すること。

3　この章における調整当局は、合意された方法であって、自らの任務の効率的かつ効果的な遂行のために適当なものによって相互に連絡する。

第六・十条　情報の交換

この章の規定に従い一方の締約国の要請に応じて提供される情報及び説明は、合理的な期間内に印刷物で又は電子的に提供される。

第六・十一条　第十九章（紛争解決）の規定の不適用

第十九章（紛争解決）に定める紛争解決手続は、この章の規定については、適用しない。

第七章　食料供給

第七・一条　基本原則

両締約国は、食料の貿易における安定的な関係を強化することが重要であることを認識する。

第七・二条　定義

この章の規定の適用上、「重要な食料」とは、附属書四（重要な食料の表）に掲げる物品をいう。

第七・三条　重要な食料の輸出の制限

1　一方の締約国は、他方の締約国への重要な食料の輸出又は輸出のための販売についての禁止又は制限であって、千九百九十四年のガット第十一条2(a)の規定に基づくいかなるものも導入し、又は維持しないよう努める。

2　一方の締約国が、千九百九十四年のガット第十一条2(a)の規定に基づく他方の締約国への重要な食料の輸出の禁止又は制限を採用する意図を有するときは、次のことを行う。

(a)　他方の締約国の食糧安全保障に及ぼし得る悪影響に妥当な考慮を払った上で、当該禁止又は制限を必要な範囲に限定するよう努めること。

(b)　当該禁止又は制限を採用するに先立ち、実行可能な限り事前かつ速やかに、他方の締約国に対し、当該禁止又は制限及びその理由を当該禁止又は制限の性質及び予定される期間とともに書面により通報すること。

(c)　他方の締約国の要請に基づき、当該他方の締約国の食糧安全保障に及ぼす悪影響を最小限にするため、当該禁止又は制限に関するいかなる事項についても、協議のための合理的な機会を他方の締約国に対して提供すること。

3　両締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、この協定の効力発生の日から十年を経過した後、重要な食料の輸出又は輸出のための販売についての禁止又は制限の導入又は維持を回避するための取組方法を検討するため、この条の規定について見直しを行う。

第七・四条　投資の促進及び円滑化

各締約国は、食料分野への投資を促進するため、他方の締約国内の関心を有する者からの食料分野への投資に関する全ての照会に回答し、及び適当な場合には、関連する情報を提供する連絡部局を指定する。

第七・五条　重要な食料の供給のための協議

1　各締約国は、重要な食料ごとに迅速な連絡を行うための連絡部局を指定する。

2　一方の締約国は、重要な食料の輸出量について顕著な減少が予見される場合には、他方の締約国に速やかに通報する。

3　両締約国は、重要な食料の安定的な貿易を支援するため、2に規定する問題に関する協議を行う。当該協議は、両締約国政府の代表により行われるものとし、両締約国政府は、他の公私の団体の代表者であって、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

第八章　エネルギー及び鉱物資源

第八・一条　基本原則

両締約国は、エネルギー及び鉱物資源の分野における安定的かつ互恵的な関係を強化することが重要であることを認識する。

第八・二条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「エネルギー・鉱物資源物品」とは、附属書五（エネルギー・鉱物資源物品の表）に掲げる物品をいう。

(b)　「エネルギー・鉱物資源規制機関」とは、エネルギー及び鉱物資源の規制に責任を有する機関をいう。

(c)　「エネルギー・鉱物資源規制措置」とは、エネルギー・鉱物資源物品の探査、採掘、加工、生産、輸送、分配又は販売に直接影響を及ぼす一又は二以上のエネルギー・鉱物資源規制機関による措置をいう。

(d)　「輸出許可手続」とは、輸出許可制度を運用するために締約国が用いる行政上の手続（「許可」というか否かを問わない。）であって、当該締約国からの輸出に先立ち関係行政機関に対して申請書その他の書類（通関用のものを除く。）を提出することを要求するものをいう。

第八・三条　エネルギー及び鉱物資源の安定的な供給

1　各締約国は、エネルギー・鉱物資源物品の安定的な供給の重要性並びに貿易、投資及び協力（基盤の整備に関する協力を含む。）が長期的な安全保障を達成する上で果たす役割の重要性を認識し、そのような安定的な供給及び長期的な安全保障の目的を達成するため、利用し得る妥当な措置をとる。